「取引説明書 店頭外国為替証拠金取引 ~EZ Deal(イージーディール)~ 法人口座」の改定に係る新旧対照表

平成29年4月20日付改定

		2 4	注文
(na	nrer	7-4	3+ V

1. 注文の種類

注文には、次の種類があります。

説明		
お客様が通貨ペアの別、取引の数量、注文の種類(売		
買の別)のみ指定し、価格を指定せずに、任意のタ		
イミングで売買する注文で、 <u>当社システムで受付け</u>		
た(受注)順に執行します。約定は、注文が当社シ		
ステムへ到達後に、実際に約定処理する時点におけ		
る、当社が約定に用いる価格(当社がカバー先から		
配信を受けた価格*を基準とする価格であり、お客様		
へ配信する価格*もこの価格を基に提示します。以下		
「当社基準価格」といいます。) をによって約定しま		
す。		
 *当社がカバー取引先から配信を受ける価格は、カバ		
る価格から形成されており、最新かつ最良の価格を		

改定後 (新)

Chapter 2-4. 注文

2. 注文の種類

注文には、次の種類があります。

注文の種類	説明		
成行	お客様が通貨ペアの別、取引の数量、注文の種類(売		
	買の別)のみ指定し、価格を指定せずに、任意のタ		
	イミングで売買する注文で、注文を当社システムで		
	受付け、受付(受注)順に執行します。約定価格は、		
	実際に注文を約定処理する時点において、お客様向		
	けに配信した価格*となります。		
	*配信価格は、お客様の画面に表示されるまでお客様		
	の端末と当社システムの間の通信に伴う時間差が生		
	じます。		
	(スリッページについて)		
	お客様が成行注文を行う際、お客様の発注時に取引		
	画面に表示している価格と、実際の約定価格との間		
	に価格差が生じる場合があります。この価格差は、		

改定前(旧)

基に生成されています。(以下「最良価格」といいま す。以下同じです。)

*配信価格(提示価格)は、お客様の端末と当社システムとの間の通信に伴い、お客様の画面に表示されるまでに時間差が生じます(以下同じです)。

《約定の数量について》

お客様の注文数量が、最良価格にて約定可能な数量を超える場合は、注文は、当該約定可能な数量まではこの最良価格において約定し、余った数量に関しては、その次の最良価格にて約定されます。その次の最良価格帯における約定可能数量を以ってしても注文数量の全部が約定しない場合は、さらにその次の最良価格帯における約定が行われ、以降順次これを繰り返します(以下同じです。)

《スリッページについて》

お客様が成行注文を行う際、お客様の発注時に取引 画面に表示している価格と、実際の約定価格との間 に価格差が生じる場合があります。この価格差は、 お客様の端末と当社システムの間の通信に伴う時 お客様の端末と当社システムの間の通信に伴う時間、当社システムの約定処理にかかる時間により生じ、お客様に有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。

※当該配信価格にて約定可能な数量が、当該注文数量に満たない場合は、当該約定可能な数量まで約定し、残りは拒否されます。

間、<u>及び</u>当社システムの約定処理にかかる時間により生じ、お客様に有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。相場急変時には、スリッページ幅が通常より大きくなる場合もあり、お客様にとって意図しないスリッページが発生する可能性もございます。

《スリッページ許容幅の指定について》

当注文には、お客様が許容できるスリッページの幅を指定することができます。スリッページ許容幅を指定すると、指定した範囲を超えた不利なスリッページ価格による約定はされません。お客様が成行注文を発注した時点に端末に表示された取引価格に対し、お客様が指定したスリッページ許容幅を加減した価格が、お客様の許容できる上限の約定価格(以下「許容価格」といいます。)となります。当社のサーバーにて約定処理される時点における当社基準価格が、この許容価格よりもお客様にとって不利な価格となる場合には、当注文は失効し(当社基準価格がスリッページの許容幅に収まる場合は、当社基準価格にて約定します。)、お客様にとって有利な価格

となる場合には、当該有利な価格にて約定します(有 利な価格の幅に制限はなく、当社基準価格によって のみ判定されます。)。また、指定したスリッページ 許容幅の範囲において約定可能な数量が注文の数量 に満たない場合は、約定可能な数量までは約定し、 その余りについては、注文は失効します。 指値 買いたい(又は売りたい)価格を指定して注文する 指値 買いたい(又は売りたい)価格を指定して注文する 方法であり、買いたい場合は現在の価格よりも低い 方法であり、買いたい場合は現在の価格よりも低い 価格を指定し、売りたい場合は現在の価格よりも高 価格を指定し、売りたい場合は現在の価格よりも高 い価格を指定し、注文時点より有利な方向の価格で い価格を指定し、注文時点より有利な方向の価格で 約定することを期待する注文です。当注文の「買い」 約定することを期待する注文。当社システムでは、 は、指定した指値価格以下、当注文の「売り」は、 提示価格が指定価格の範囲に達した時点で成行注文 指定した指値価格以上を以って執行されます(当社 となり、約定します。 基準価格が指値価格に達した時点で、指値価格又は ※為替相場が急変する時や、週明け月曜日の始値に 指値価格よりお客様にとって有利な価格にて約定し は特にご注意ください。 ます。)。「買い」において当社基準価格を上回る指値 ※スリッページが発生する可能性がありますのでご 価格を指定する場合や、「売り」において当社基準価 注意してください 格を下回る指値価格を指定する場合は、注文は即時 ※当該配信価格にて約定可能な数量が、当該注文数 量に満たない場合は、当該約定可能な数量まで約定 執行されます。但し、市場の流動性等の事由に因り 注文数量の全てが約定できない場合にあっては、約 し、残りは拒否されます。

定が可能な数量のみを約定し、その余りの数量につ

	いては、当該指値価格にて注文は残留し、次に約定		
	可能な当社基準価格が配信されて、残数量がゼロに		
	なるまで約定することを繰り返します。		
	※週末等の取引停止期間を持ち越す場合は、取引再		
	開時(毎週月曜の取引開始時間等)の当社基準価格		
	により約定についての判定が行われ、当社基準価格		
	が指値価格に達している場合は、当該当社基準価格		
	に基づき約定します。		
逆指値	指値注文と同様に価格を指定して行う注文ですが、	逆指値	指値注文と同様に価格を指定して行う注文ですが、
	指値注文とは異なり買いたい場合は現在の価格より		指値注文とは異なり買いたい場合は現在の価格より
	高い価格を指定し、売りたい場合は現在の価格より		高い価格を指定し、売りたい場合は現在の価格より
	低い価格を指定することから、主に損失の拡大を防		低い価格を指定することから、主に損失の拡大を防
	ぐ目的で行う注文。当社システムでは、この指定価		ぐ目的で行う注文。当社システムでは、提示価格が
	格をトリガーとし、当社基準価格価格が指定価格(ト		指定価格の範囲に達した時点で成行注文となり、約
	リガー価格)のに達した時点で成行注文が発注され		定します。
	ます。「売り」は、当社基準価格が指定したトリガー		※為替相場が急変する時や、週明け月曜日の始値に
	価格以下となった時点、「買い」は、当社基準価格が		は特にご注意ください。
	当該トリガー価格以上となった時点を以って、成行		※スリッページが発生する可能性がありますのでご
	注文が発注されます。また、同じ価格をトリガー価		注意してください。
	格とする逆指値の注文が複数ある場合は、注文を受		※当該配信価格にて約定可能な数量が、当該注文数

け付けた順番が早いものから処理される。また、「買い」注文において当社基準価格を下回るトリガー価格が指定された場合、及び「売り」注文において当社基準価格を上回るトリガー価格が指定された場合は、成行注文が即時執行されます。

※為替相場が急変する時や、週明け月曜日の始値に は特にご注意ください。

※スリッページが発生する可能性がありますのでご 注意してください。

《スリッページ許容幅の指定について》

当注文(この節に別段の定めがある場合を除き、「買い」注文を指します。以下同じです。)では、注文にスリッページ許容幅が設定された場合は、前述の説明にかかわらず、当社基準価格がお客様顧客の指定するトリガー価格に達した際に、当該トリガー価格に当該スリッページ許容幅を加算(「売り」注文の場合は減算)した価格を指値価格とする指値注文を発します。なお、当該注文を約定処理する時点の当社基準価格が当該指値価格以下(「売り」注文の場合は、当該指値価格以上)である場合は、この注文は即時

量に満たない場合は、当該約定可能な数量まで約定 し、残りは拒否されます。

		т г	Г	
	執行されます。また、当該スリッページ許容幅を超			
	えて当社基準価格が上昇(「売り」注文の場合は下落)			
	した場合は、当該指値価格による指値注文が残りま			
	<u> 호。</u>			
MIT	当注文は、指値注文の発注条件となるトリガー価格		(新設)	(新設)
(Market	とスリッページ許容幅の両方を指定する注文です。			
<u>If</u>	提示価格が指定したトリガー価格に達した際は、指			
Touched)	定トリガー価格に指定スリッページ許容幅を加算			
注文	(「売り」注文の場合は減算) した価格による指値注			
	文を発注します。			
	当注文の「買い」は、指定トリガー価格に指定スリ			
	ッページ許容幅を加算した価格以下で買い、「売り」			
	は、指定トリガー価格から指定スリッページ許容幅			
	を減算した価格以上で売ります。_			
	※「買い」において、提示価格を上回る(お客様に			
	とって不利となる)トリガー価格が指定された場合、			
	指定されたトリガー価格にスリッページ許容幅を加			
	算した価格による指値注文が即時発注されます。			
	※「売り」において、提示価格を下回る(お客様に			
	とって不利となる)トリガー価格が指定された場合、			
	指定されたトリガー価格にスリッページ許容幅を減			

	算した価格の指値注文が即時発注されます。		
	※約定については、「指値」と同様の取り扱いとなり		
	ます。		
осо	(略)	осо	(略)
IF DONE	(略)	IF DONE	(略)
IF DONE	(略)	IF DONE	(略)
осо		осо	
トレイリン	(略)	トレイリン	(略)
グストップ		グストップ	
マージ	お客様が、同一通貨ペアの買付及び売付ポジション	マージ	お客様が、同一通貨ペアの買付および売付ポジショ
	を異なる取引数量で保有している状態を、取引数量		ンを異なる取引数量で保有している状態を、取引数
	の多い方向(買又は売)へ一本化(合成)したり、		量の多い方向(買または売)へ一本化(合成)した
	複数の同一通貨ペア、同一売買方向のポジションの		り、複数の同一通貨ペア、同一売買方向のポジショ
	一部 <u>又は</u> 全部を相殺させることができます。マージ		ンの一部 <u>または</u> 全部を相殺させることができます。
	されたポジションの価格は、加重平均値になります。		マージされたポジションの価格は、加重平均値にな
			ります。
任意数量決	(略)	任意数量決	(略)
済		済	
ポジション	(略)	ポジション	(略)
選択決済		選択決済	

制定 平成 27 年 11 月 25 日	制定 平成 27 年 11 月 25 日
平成 29 年 2 月 27 日 一部改定	平成 29 年 2 月 27 日 一部改定
平成 29 年 4 月 20 日 一部改定	